



令和6年11月1日から道路交通法が改正されました

☎ 安全防災担当室 防犯防災係 ☎ (84) 5540

自転車運転中の交通事故が増加傾向であることから、**交通事故を抑止するため新しく罰則規定が整備**されました。

●酒気帯び運転およびほっしょう幫助

罰則の対象となる行為

- ・自転車の酒気帯び運転
- ・酒類の提供や同乗・自転車の提供

違反者

▼自転車の提供者

- ・3年以下の懲役または50万円以下の罰金

▼酒類の提供者・同乗者

- ・2年以下の懲役または30万円以下の罰金



●運転中ながらスマホ

罰則の対象となる行為

- ・スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為
- ・画面を注視する行為

違反者

- ・6月以下の懲役または10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合

- ・1年以下の懲役または30万円以下の罰金



飲酒運転根絶強化月間こんせつ

12月1日(日)～31日(火)

スローガン

飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない・そして見逃さない

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。

「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちで、**飲酒運転は絶対にやめましょう。**

ちが、一生かかっても償えないほどの悲惨な事故を引き起こしてしまいます。



年末の交通事故防止運動

12月11日(水)～20日(金)

スローガン

今日もまた あなたの無事故 待つ家族

年末は人流や交通量が増加する傾向にあります。

例年、歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、町民一人一人が交通规则の遵守とマナーを徹底しましょう。

夜間の外出には、目立つ「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。自転車運転する方は、前照灯の点灯や反射材を使用しましょう。

